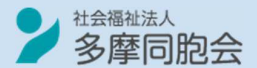


地域包括支援センターによる 地域支援の一環としての支援

相談から始まる居住支援

～社会福祉法人の仕事として当たり前なこと～
生活支援に欠かせない居住支援

社会福祉法人多摩同協会
地域支援統括責任者
社会福祉士 清野 哲 男



1. 社会福祉法人多摩同協会概要 ①法人理念と法人事業一覧

多摩同協会の理念

法人の役割
私たちは家族を支援します

人は誕生し、成長し、いつか「老い」を迎えます。自らの手でいのちや生活を支えられない時期は、主として家族をはじめとする周囲の人々によって支えられています。しかし、家族の力が弱くなった今、子育てや介護を中心に何らかの支援が必要です。社会的な支援がないと、家族の絆にゆとりがなくなり、限界がきて時として事故や事件につながります。大切な家族の絆があたたく結ばれ、安心して暮らせるよう支援することが私たちの務めです。

法人の基本的姿勢
最も困っている人々のいのちと生活を支えます

私たちの法人が設立された1946年当時は、戦後の混乱期にありました。そのなかで最も弱い立場にあった母と子の絆を断ち切らず、生活をまもることを目的に母子寮をつくりました。時代の変化にともない、福祉の中身も変化し、社会も大きく発展進歩しましたが、本来的に生活に困る人々がなくなつたわけではありません。私たちは草創期の精神を、誇りを持って継承し、最も困っている人々のいのちと生活を支え、子どもたちやお年寄りの福祉向上に取り組みます。誰もがその人らしく安心して生活できるように、私たちにできることを積み重ねるとともに、公の福祉の充実を求め、制度や施策に生命力を注ぎ、地域福祉の向上に努めていきます。そのため先駆的開拓的な仕事にも積極的に取り組んでいます。

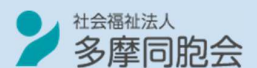
法人の基本指針
私たち職員は、法人創設者中塚四夫の4つの信念を基本的な指針とします。

- 利用者へ深い共感をもつ
 - ① いたみを分かちあふ共感
 - ② 相手の立場に立つ共感
- 地域の方々へ感謝する
 - ③ 他者への感謝
 - ④ 我以外みな我が師
 - ⑤ 内部にあっては職員相互互いの「ご利用者への「ありがとう」の気持ち
- 水、電気などの資源を大切にす
 - ⑥ 自然を大切に
 - ⑦ 環境を汚さない
 - ⑧ 自然の恵み、資源を未来につなげる
- 常に防災を心がけ火を出さない
 - ⑨ 安心安全を常に心がける
 - ⑩ 安全を脅かさない

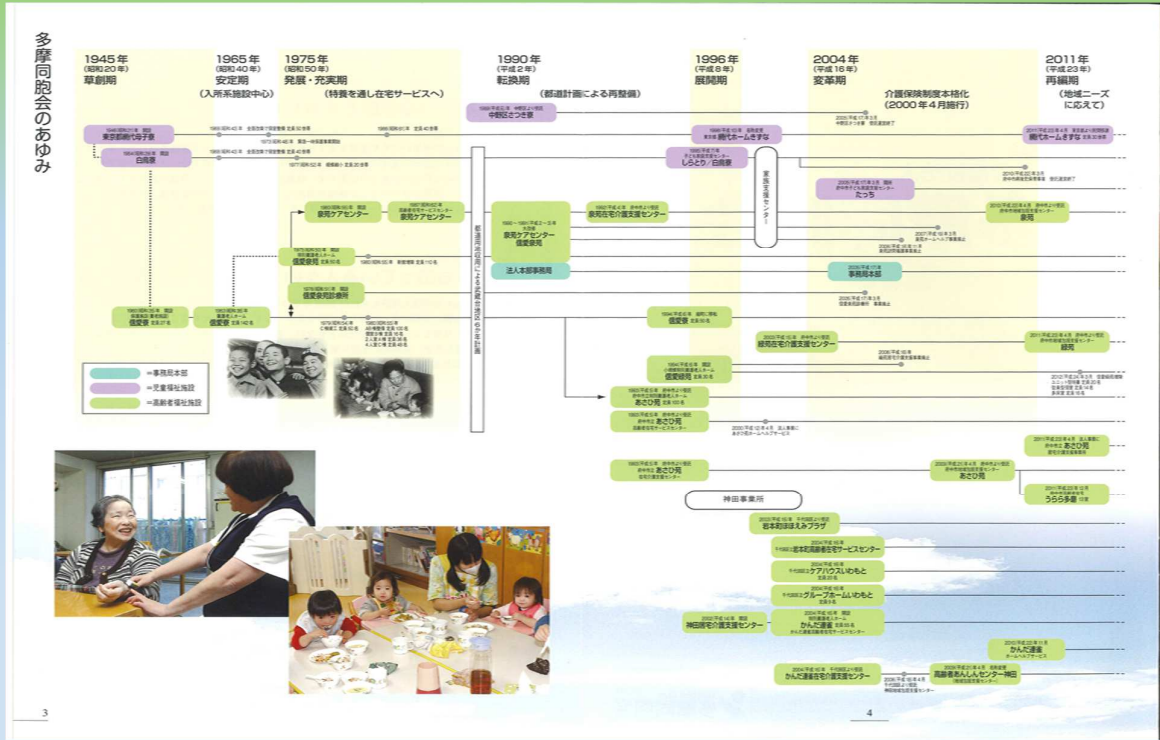
法人事業一覧

事業区分	事業名	所在地	電話番号	事業内容
児童福祉	きずな	〒190-0155 東京都あきる野市南代250 南代4-596-0173 kizuna@tamakaiho.jp		母子生活支援施設 南代ホームさすな
	たち	〒183-0042 東京都中央区豊洲1-50-1 豊洲1-504-6102 03-63-362-3248 tachit@tamakaiho.jp		障害者子ども発達支援センター たち 障害者 フォトリソグラフィセンター
	しらとり	〒183-0042 東京都中央区豊洲1-50-2 豊洲1-504-6102 03-63-362-8822 shiratori@tamakaiho.jp		母子生活支援施設 白鳥 子ども発達支援センター しらとり
高齢者	泉苑	〒183-0042 東京都中央区豊洲1-50-4 豊洲1-504-6102 03-63-362-6480 izumi@tamakaiho.jp		特別養護老人ホーム 泉苑 高齢者在宅サービスセンター 豊洲ケアセンター 障害者発達支援センター 泉苑 高齢者 認知症支援センター
	緑苑	〒183-0205 東京都中央区豊洲1-33-3 豊洲1-302-8819 03-63-362-1012 midori@tamakaiho.jp		養護老人ホーム 緑苑 特別養護老人ホーム 緑苑 障害者発達支援センター 緑苑
障害者	あさひ苑	(障害者福祉管理棟) 〒183-0003 東京都中央区豊洲1-17-1 豊洲1-302-0000 03-63-362-4883 asahi@tamakaiho.jp		障害者発達支援センター あさひ苑 障害者発達支援センター あさひ苑 障害者発達支援センター あさひ苑 ホームヘルプサービス
	うらら多摩	〒183-0002 東京都中央区豊洲2-56-2 豊洲2-56-2 03-63-362-4562		障害者発達支援センター うらら多摩
地域福祉	かんだ運営	〒101-0063 東京都千代田区神田法政町2-6-1 神田3-302-8815 03-3252-8816 kanda@tamakaiho.jp		特別養護老人ホーム かんだ運営 障害者発達支援センター 神田法政町 障害者発達支援センター かんだ運営 障害者発達支援センター かんだ運営 ホームヘルプサービス
	岩本町 緑ほろみプラザ	東京都葛飾区 (千代田区指定管理棟) 〒125-0052 東京都千代田区岩本町2-10-3 岩本町2-10-3 03-6622-3408 iwamotomachi@tamakaiho.jp		千代田区立 岩本町高齢者在宅サービスセンター 千代田区立 アフターケアセンター 千代田区立 グループホームかんと 福祉施設 多摩のホーム、全川記念会

多摩同協会
 京王線「有明」下車
 徒歩5分(約15分) ① 豊洲1次乗り場
 ② 豊洲3丁目下車 徒歩5分
 ③ 豊洲4丁目下車 徒歩5分
 ④ 豊洲5丁目下車 徒歩5分
 ⑤ 豊洲6丁目下車 徒歩5分
 ⑥ 豊洲7丁目下車 徒歩5分
 ⑦ 豊洲8丁目下車 徒歩5分
 ⑧ 豊洲9丁目下車 徒歩5分
 ⑨ 豊洲10丁目下車 徒歩5分
 ⑩ 豊洲11丁目下車 徒歩5分
 ⑪ 豊洲12丁目下車 徒歩5分
 ⑫ 豊洲13丁目下車 徒歩5分
 ⑬ 豊洲14丁目下車 徒歩5分
 ⑭ 豊洲15丁目下車 徒歩5分
 ⑮ 豊洲16丁目下車 徒歩5分
 ⑯ 豊洲17丁目下車 徒歩5分
 ⑰ 豊洲18丁目下車 徒歩5分
 ⑱ 豊洲19丁目下車 徒歩5分
 ⑲ 豊洲20丁目下車 徒歩5分
 ⑳ 豊洲21丁目下車 徒歩5分
 ㉑ 豊洲22丁目下車 徒歩5分
 ㉒ 豊洲23丁目下車 徒歩5分
 ㉓ 豊洲24丁目下車 徒歩5分
 ㉔ 豊洲25丁目下車 徒歩5分
 ㉕ 豊洲26丁目下車 徒歩5分
 ㉖ 豊洲27丁目下車 徒歩5分
 ㉗ 豊洲28丁目下車 徒歩5分
 ㉘ 豊洲29丁目下車 徒歩5分
 ㉙ 豊洲30丁目下車 徒歩5分
 ㉚ 豊洲31丁目下車 徒歩5分
 ㉛ 豊洲32丁目下車 徒歩5分
 ㉜ 豊洲33丁目下車 徒歩5分
 ㉝ 豊洲34丁目下車 徒歩5分
 ㉞ 豊洲35丁目下車 徒歩5分
 ㉟ 豊洲36丁目下車 徒歩5分
 ㊱ 豊洲37丁目下車 徒歩5分
 ㊲ 豊洲38丁目下車 徒歩5分
 ㊳ 豊洲39丁目下車 徒歩5分
 ㊴ 豊洲40丁目下車 徒歩5分
 ㊵ 豊洲41丁目下車 徒歩5分
 ㊶ 豊洲42丁目下車 徒歩5分
 ㊷ 豊洲43丁目下車 徒歩5分
 ㊸ 豊洲44丁目下車 徒歩5分
 ㊹ 豊洲45丁目下車 徒歩5分
 ㊺ 豊洲46丁目下車 徒歩5分
 ㊻ 豊洲47丁目下車 徒歩5分
 ㊼ 豊洲48丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲49丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲50丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲51丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲52丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲53丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲54丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲55丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲56丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲57丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲58丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲59丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲60丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲61丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲62丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲63丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲64丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲65丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲66丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲67丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲68丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲69丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲70丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲71丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲72丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲73丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲74丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲75丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲76丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲77丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲78丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲79丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲80丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲81丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲82丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲83丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲84丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲85丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲86丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲87丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲88丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲89丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲90丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲91丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲92丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲93丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲94丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲95丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲96丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲97丁目下車 徒歩5分
 ㊾ 豊洲98丁目下車 徒歩5分
 ㊿ 豊洲99丁目下車 徒歩5分
 ㊽ 豊洲100丁目下車 徒歩5分



1. 社会福祉法人多摩同胞会概要 ②法人のあゆみ



2. 在宅介護支援センター事業の開始

- 1989年の『高齢者保健福祉推進十か年戦略』（通称：ゴールドプラン）により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備が進み、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるように在宅介護支援センターが老人福祉法に明記されました。
- 当法人も1992年東京都府中市から市内第1号の在宅介護支援センターを業務受託。（泉苑在宅介護支援センター）
- 泉苑は1975年特養、翌年ショートステイ・入浴サービスを市内全域対象に展開し高齢者在宅サービスセンターの一事業として相談も受けていました。

当法人における支援センターの位置づけ



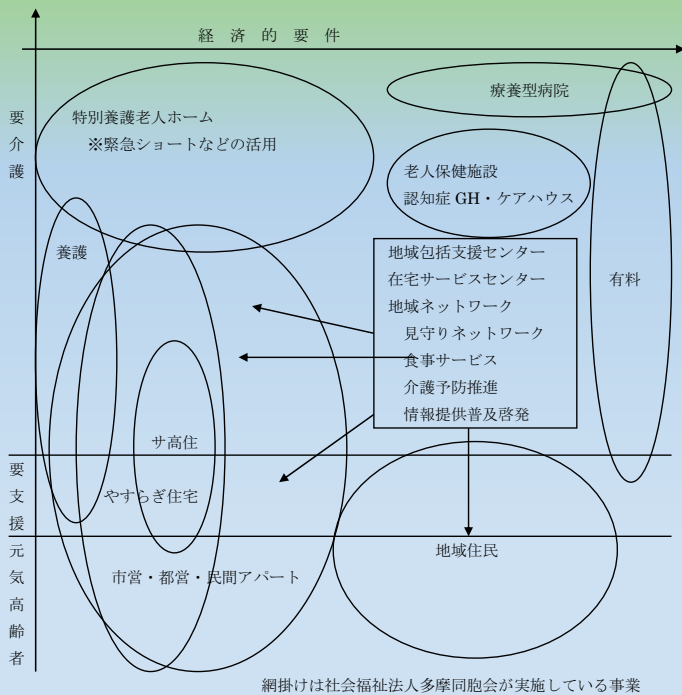
3. 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ

- ・在宅介護支援センターは、地域の高齢者の方やその家族の福祉における向上を目的に、地域に根ざした相談支援や地域の実態把握、関係機関の調整とネットワークづくりなどに取り組んできました。
- ・2006年第3期介護保険制度改正で、地域包括ケアの体制を支える地域の中核機関として、新たに「地域包括支援センター」の設置が定められ、老人福祉法の「在支」から介護保険法の「包括」に変わりましたが、「地域における総合相談窓口」という役割には何ら変わりはありません。
- ・「在支」から「包括」支援センターとして四半世紀にわたって地域で実践を重ねる中で、当法人が社会福祉法人として柱にしている衣食住を中心とした「生活」支援の重要性を日々再確認しています。

4. 地域実態 高齢者の住まいと福祉・介護サービスの状況

7

府中市における高齢者の住まいと福祉サービスや介護サービスの状況



- 左図は、高齢者の住まいについて、横軸を経済状態、縦軸を元気度にして表したものです。介護保険制度メインでは、比較的介護度が軽く、その反面、経済的に余裕のない方が安心して生活できる住まいが少ないのが現状です。

5. 居住支援に取り組んだ背景と経緯

8

- 単身あるいは高齢者のみ世帯の増加
 - 公営住宅への入居困難、養護老人ホームへも入所しにくい
 - ○○屋敷や孤独死（孤立死）などの退去後の課題増加のため、民間アパートの大家さんが高齢者の入居を嫌がる。
- ↓
- かつて行政が行っていた住まい探しの同行などを行う。
 - 行政の依頼もあってサービス付き高齢者向け住宅建設運営

6. 取り組みにあたっての体制作り ①法人内の体制

9

- 住まいの相談は地域の課題ということで、基本的には各地域包括支援センターが受け付け対応します。
- 地域包括支援センターの立場としては、相談される方の生活全般について受け付けし、人によっては「居住」について重点的に考えていかなければならないという捉え方をしています。
- 法人内の特養・養護・サ高住との連携が重要です。
- 包括（法人）での対応が難しい場合には、府中市の生活困窮や障害の担当課・社会福祉協議会と連携しながら対応します。

6. 取り組みにあたっての体制作り ②不動産関係者との連携

10

- 一人の高齢者への支援から、地域や大家さん不動産関係者との繋がりが生まれます。

⇒物件を斡旋・提供するだけでなく、見守り支援を一緒に担ってくれる社会資源になっていただき、地域・行政・医療・介護連携の大きなネットワークが形成されていきます。

7. 居住支援の実際 ①居住支援の対象者 対応事例

【事例1】単身世帯となって転宅指導

夫妻で生活保護受給。妻が特養入所したことで、担当課から単身条件での転宅指導が入る。自ら探すことが出来ず、当法人地域包括支援センターに相談される。地域包括支援センターが普段から連携していた民間アパートの大家さんに直接相談受け入れられる。

【事例2】知的障害の有る高齢者

大きな農家に生まれ、両親存命時は庇護されて生活していたが、両親亡くなった後、敷地内の作業小屋で仮住まいしていた。要支援要介護状態となって、兄弟から自立を促されたが自らアパート探しできず、地域包括職員が不動産周りを一緒に行って転居する。

【事例3】精神科病院長期入院⇒退院促進されるが行き先困難

7. 居住支援の実際 ②相談経路

①協働で相談支援した連携先から

住替え困難者を一緒に連携支援した社協や行政・不動産関係者

②地域住民でもある大家さんから入居者の相談

地域包括支援センターが行う地域活動例えば介護予防教室の参加者が店子の相談をしてくる

③地域の見守りをを行っている民生委員さんや自治会・老人会から

- 地域包括支援センターの総合相談の初回（インテーク）聴き取り時に、現在の困りごとと、今後生まれるかもしれない課題の予測をします。
- 介護、医療の相談から金銭的な課題があぶりだされ、さらに深く聞き取りを続ける中に、実は居住の問題が深刻だったとわかることが多くあります。

【課題：金銭管理、健康管理】

家賃や公共料金を滞納・未納しないようにする。

適切な医療・介護サービスを利用して健康を維持する。

⇒伴走が必要。成年後見や日常生活権利擁護事業などの活用

【最近の大きな課題】

身寄りが薄く保証人がいない。

年金額が生活保護受給を受けられないギリギリの方が増加

アルコールやギャンブル依存症の方の存在

発達障害が疑われる、他者との関係を良好に結べない方

- 見守り訪問
- 配食サービスの導入
- 熱中症予防や寒暖対策。エアコンなどの温度管理
- 失火への注意
- 大家さんも含む地域関係者との連携

- 社会福祉法人が運営する地域包括支援センターが、生活を支えるという視点から相談を担い、課題解決の支援を行う中で、必要なサービスへつなげ、衣食住への支援、住まいの相談・見守り活動を、母体施設の事業、行政や地域関係者と連携して、大きなネットワークを形成しながら、その方が地域での生活が維持継続することが、地域包括支援センターが行う支援活動だと考えています。